

仲裁人候補者等に対する研修の概要

当会会員、仲裁センター運営委員会副委員長 室谷 和宏（62期）●Kazuhiro Murotani

1 はじめに

第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会（以下、「当センター」といいます。）は、これまで、原則として月1回実施される仲裁実務研究会のほか、定例研修、夏季勉強会・合宿等の実施を通じて、仲裁人候補者及び同補助者候補者の質の向上を図るとともに、利用者に使い勝手のよいADRのあり方を模索してきました。また、2年前から、新たな研修として、主として仲裁人候補者及び同補助者候補者に向けて、九州大学法学研究院の入江秀晃准教授を講師としてお招きし、自主交渉援助型調停をモデルとした研修（以下、「本研修」といいます。）を実施してきました。昨年度も、平成31年1月26日（土）の10時から17時にかけて、実施しました。

本稿は、本研修の趣旨及び概要を説明するものです。

2 本研修の趣旨

本研修の趣旨は、主として、調停のモデル論の一つである自主交渉援助型調停について、十分な知識を持っていない仲裁人候補者及び同補助者候補者に対し、自主交渉援助型調停の基礎を知ってもらうことにあります。

自主交渉援助型調停は、評価型調停に対する概念です。評価型調停とは、典型的には、かつて日本の裁判所で行われていた調停のモデルで、当事者から明らかになった事実関係に基づいて法的評価を行い、それを踏まえて調停案を調停人が示すという調停モデルです。これに対し、自主交渉援助型調停とは、当事者の自律的な交渉を調停人が促進・支援するとの立場で実施する調停です。諸外国では、

このような自主交渉援助型調停が1つの調停のモデルとなっています。

諸外国（例えばアメリカ）では、調停人候補者となるために、5日間のこの種の参加型のトレーニングを課すことを求め、そのトレーニング結果から一定の適性を有する者のみを調停人候補者に選任することが一般的になされています。

当センターの仲裁人候補者及び同補助者候補者に登録している弁護士に対しても同種の研修を行うことが好ましいのですが、現実問題として長時間の研修実施が困難であることから、最低限の知識として、1日のプログラムにおいて、自主交渉援助型調停の基礎を知ってもらうこととしたものです。

なお、自主交渉援助型調停の根底にある考え方は、当事者代理人として和解交渉をする上でも有用であることから、仲裁人候補者及び同補助者候補者に限らず、全会員を対象としています。

3 本研修の内容について

本研修は、大きく「基礎編」と「実践編」の2つに分けられます。

(1) 「基礎編」

「基礎編」では、研修の対象が全会員であることを考慮して、講義形式で、広くADR制度の概論（特に当会ADRの歴史、概況、自主交渉援助型調停と評価型調停の対比、専門ADRの種類など）をまず説明し、その後、紛争解決理論の考え方とそれに関わる基本的な概念（分配型交渉・統合型交渉、BATNA・留保価格・ZOPA、ポジション・ニーズ・イシューなど）の説明を行うものです。「実践編」において、自主交渉援助型調停の具体的な考えを

体感していただくこととなりますが、その前提として、自主交渉援助型調停について一定程度の知識を有していることは、制度の理解や有用性を深めるにあたり有益です。もっとも、知識のみを有していれば直ちに自主交渉援助型調停を実施することが可能となるものではなく、自主交渉援助型調停の有用性を理解するには、実際の運用を通じて体感してもらうことが一番の近道であることから、「基礎編」における講義は、およそ1時間程度行うこととしています。

(2)「実践編」

「実践編」は、「基礎編」で獲得した知識の理解を更に深化させることを目的として、自主交渉援助型調停について、具体的なケースを元に、スキルプレイ・ロールプレイを実践することを内容とする研修です。

全体的な流れとしては、①調停デモと振り返り、②調停スキルの紹介、③調停ロールプレイの3つの段階に分けて実施しています。

①調停デモと振り返り

ここでは仮定の事例について、講師があっせん人となって、自主交渉援助型調停のデモンストレーションを実施します。申立人及び相手方は、受講者の中から各1名選定されます。選定された受講生は、各当事者の言い分が記載された用紙を読み、それぞれの立場を把握した上で、役割を演ずることとなります。そのほかの受講生は、外側から調停のデモンストレーションを見学し、冒頭の挨拶から始まる調停のデモンストレーションを実際に見て、感じたことや疑問に思ったことをメモしておきます。また、調停人役の発言が、どのような趣旨でなされたものか（確認のため、情報収集のための発問、提案、見解の提示など）、調停人役が当事者役と話をするときの態度がどうか（身体の姿勢、身体の向き、手の動き、視線など）なども、意識して観察し、メモしておきます。

なお、調停のデモンストレーションは、調停の成立を目的とするものではなく、あくまで自主交渉援助型調停の有用性を理解してもらうためのものであるため、一定時間内に、

主として紛争解決のために当事者間でなされたやりとりや、これに対するあっせん人の関わり方を、確認することとなります。

デモンストレーション実施後には、見学者において、デモンストレーションを見学した結果得られた気づき（例えば、実際に体験している裁判所の民事調停と比較して、どの点が異なるかなど）を発表し合い、その気づきを参加者間で共有します。また、各当事者役の担当者からも、実際に各当事者の立場に立ったときの考えや調停の場において意識したことなどを発表してもらい、この点も参加者間で共有します（振り返りの作業）。

②調停スキルの紹介

ここでは、①調停デモと振り返りの作業を踏まえて、調停人役がどのようなことを意識して手続を進行させたかという観点から、改めて自主交渉援助型調停における調停人の役割やその役割に応じたスキルを示していきます。

自主交渉援助型調停の特徴は、「ボイス（声）とチョイス（選択肢）を当事者に取り戻す」ことにあります（『自由と正義』67巻3号「調停人の態度のトレーニング」入江秀晃著）。すなわち、自主交渉援助型調停は、あくまで当事者の能力による解決が主眼であり、調停人は、その当事者による解決を支援する役割を担い、当事者と調停人とが問題解決のために協働するというモデルです。自主交渉援助型調停は、「準備→話合いの開始→相互理解促進（利害・本音を探る）→利害に基づく課題の特定→選択肢の開発→合意文書作成→終結」という手続の流れを取ることが一般的です。調停人は、この流れを通じて、安心・安全な場所を保障し、当事者の手続への期待を醸成し、また当事者が対等に語ることができる時間を保障し、当事者において現実的に採りうる選択肢を明確にさせて、自身の意思で決定させるための役割を担うこととなります。

このような役割を担うためのスキルには様々な種類がありますが、本研修では、時間の都合上、前述の手続の流れのうち「利害に基づく課題の特定」の部分までにスポットを

当てて、調停人がその役割を担うにあたり必要なスキルを説明し、必要に応じて課題に取り組んでいただきます。「準備」段階（すなわち初回の顔合わせの段階）において気をつけるべきこととしてどのようなことが考えられるか、「話し合いの開始→相互理解促進」の流れの中で、調停人が当事者双方の利害（本音）に接するために、どのような対応をすべきか（傾聴のあり方）、また当事者間での相互理解の促進のために調停人はどのような対応をすべきか、当事者間の利害に基づいてどのように課題（ここでは、争点ではなく、当事者間で話し合いができる議事次第というイメージで考えます。）を特定していくか、等の点が検討されるべき問題となります。

③調停ロールプレイ

ここでは、参加者で3人1組の班を作り、具体的な事例を基に、申立人、相手方及び調停人の三者のいずれかの役割を演じること（ロールプレイ）を通じて、これまでに学んできたことを確認する作業を行います。

申立人役、相手方役、調停人役には、共通の事例設定（共通事実）が記載された用紙が配布され、また申立人役及び相手方役のそれぞれに、各当事者の固有の主張・事情（秘密事実）が記載された用紙が配布されます。ロールプレイ開始前の一定時間内に、申立人役及び相手方役は各々の主張・事情を把握することに努め、また調停人役は、どのような形で手続を進行させていくかを想定することに努めます。

ロールプレイ開始後は、各々が与えられた役割を、与えられた一定時間内は演技続けることとなります。申立人役・相手方役は、秘密事実に記載された事実を全て告げる必要はなく、また記載されていない事実でも常識の範囲内で付け加えることができます。調停人役は、与えられた時間内に合意を成立させる必要はなく、時間内にしっかりと話し合いができるようにすることを目指します。

ロールプレイ終了後には、振り返り作業を行います。ここでは、話し合いの過程（プロセス）として、どのようなやりとり（言葉や態

度）があり、これについてどのように感じたかを振り返って、班ごとに協議を行います。

最後に、班ごとに振り返り作業の結果を発表し、全体で情報共有を図るとともに、ここまで学んできたことの再確認を行います。

4 終わりに

これまでに実施してきた研修内容の概要は前述のとおりですが、研修のあり方としてはこれにとどまらず、今後更に質のよい研修を実現するため、当センターで検討を重ねていく予定です。

また、これまでに実施してきた研修内容は、前述のとおり、調停の手続の流れの中の一部を取り上げたものにすぎないため、当センターでは、今後、続編の実施も企図しています。

当センターでは、弁護士会ADRの質的向上のため、これからも様々な企画を検討していく所存です。



和解あっせん手続における費用について

当会会員、仲裁センター運営委員会副委員長 塚越 邦広 (64期) ●Kunihiro Tsukagoshi

1 通常事件について

(1) 定義

通常事件とは、少額事件以外の事件をいいます。

少額事件とは、金銭の支払を求める事件であって、請求金額が30万円を超えないものをいいます。

(2) 費用

通常事件においては、①申立手数料、②期日手数料、③成立手数料が掛かります。

① 申立手数料（申立人が負担）：

1万円（税抜）

ただし、当会が主催する法律相談を受けた事案については、申立手数料は半額の5,000円（税抜）となります。

また、相手方が和解あっせん手続に承諾しないために、申立人が一度も期日に出席することなく申立てを取り下げたときなどには申立手数料の半額が返還されます。

② 期日手数料（申立人・相手方各自負担）：

5,000円（税抜）

③ 成立手数料（申立人・相手方双方負担）：

経済的利益が300万円まで 8%（税抜）

経済的利益が300万円を超える場合の成立手数料につきましては、当センターのホームページ (<http://niben.jp/chusai/>) を御覧ください。

負担割合は、当事者で同一であるのが基本ですが、事案により、異なる負担割合を定めるケースもあります。

複雑であるなどの理由により、少額事件では申立てを受理できない場合もあります（その場合には申立人の意見を聴いた上で通常事件として受理する場合があります。）。

少額事件は2回以内の期日で終了することとなり（当センターにおける少額事件に関する特別細則第3条3項）、短期間で終了が予定されています。

(2) 費用

少額事件においては、①申立手数料、②成立手数料が掛かります。

① 申立手数料（申立人が負担）：

3,000円（税抜）

② 成立手数料（申立人・相手方双方負担）：

経済的利益の10%（1,000円未満切捨）

例えば、経済的利益が10万円であった場合、当事者双方が5,000円ずつを負担します。負担割合は、当事者で同一であるのが基本ですが、事案により、異なる負担割合を定めるケースもあります。

3 終わりに

当センターにおける和解あっせん手続においては、前述のように手数料が掛かります。しかし、和解あっせん手続は調停とは異なる独自のメリットもあります（例えば、管轄の制限がない、期日を夜間にするなど）。ぜひご利用ください。 **聞**

2 少額事件について

(1) 定義

前述したように、少額事件とは、金銭の支払を求める事件であって、請求金額が30万円を超えないものをいいます。ただし、事案が